

電子複写機複写サービス契約仕様書

1 設置場所、設置台数

(1) 山形市松山一丁目1番23号 山形警察署

デジタルモノクロ電子複写機 3台

デジタルカラー電子複写機 6台

※ 5階を除くものがデータプリントサービス（モノクロ及びカラー）の対象機器である。

(2) 山形市香澄町一丁目16番34号 駅前交番

デジタルモノクロ電子複写機 1台

2 サービスの種別及び使用予定数量

(1) モノクロコピー及びデータプリントサービス(モノクロ)

5,640,000枚/5年（初年度 846,000枚）

(2) カラーコピー及びデータプリントサービス(カラー)

840,000枚/5年（初年度 126,000枚）

3 契約期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

4 設置機器の基本性能等

| 区 分 | | モノクロ | | | カラー | |
|------------------|--|----------------------|------------|-------|--------------|----------------------------------|
| 基本性能 | A4版1分当りの複写速度 | 50枚以上 | 40枚以上 | 27枚以上 | 50枚以上 | 40枚以上 |
| 設置台数 | | 1台 | 2台 | 1台 | 2台 | 4台 |
| 設置場所詳細 | | 5階※① | 地域課 警備課 | 駅前交番 | 会計課 刑事第一課 | 警務課 生活安全第一課 交通第二課 刑事第二課 |
| 基 本 機 能 | 複写原稿サイズ | 最大A3サイズまで | | | | |
| | 複写サイズ | A3からハガキサイズまで対応が可能なこと | | | | |
| | ウォームアップタイム(常温) | 45秒以内 | | | | |
| | ファーストコピータイム | モノクロ6秒以内 フルカラー7秒以内 | | | | |
| | 複写倍率 | 25～400%（1%刻み） | | | | |
| | 電源 | AC100V、15A以内であること | | | | |
| 読み取り解像度 | | 600dpi×600dpi以上 | | | | |
| 付加機能 | ○両面原稿自動送り （1分当り45枚以上の機種の場合は両面同時読取原稿送りとする。） ○両面複写機能 ○電子ソート機能 ○仕分け機能 | | | | | |

| | |
|------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○給紙4段以上 ○手差しトレイ ○ページ集約機能 ○①の機器については、ICカード機能、パスワード等により、コピー使用そのものが制限できること。 |
| 重 要 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・納入機器はグリーン購入法及びエコマークに適合した製品であること。 ・約定する機種は、5年間の使用及び補修部品等の供給に耐えられるものとする。(新品とする。) ・データプリントサービスとは、有線LANを使用したPCデータをプリントすること及び電子複写機が有するスキャナ機能を利用してスキャンしたデータをPCへ取り込むことをいう。 ・FAX、Eメール及びリモートメンテナンス機能並びに無線LAN等無線を使用した各種機能は使用出来なくすること。 ・デジタルカラー電子複写機については、ICカード機能、パスワード等により、カラーコピーの使用が制限できること。 ・デジタルカラー電子複写機は、カラーとモノクロ原稿が混在する場合は、自動的にカラーかモノクロかを判別して出力できること。 |

5 契約条件

(1) 消耗品等の取扱い

ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパは、コピー質維持のために必要な場合は、取り替える。用紙を除いた必要な消耗品等は、契約単価に含む。

(2) 機械の保守等

契約業者は、月に1回技術員を派遣し点検、調整を行うとともに、故障した場合は直ちに技術員を派遣し修理を行う。修理が困難な場合は、現契約の範囲内で機械を交換する。

(3) 機密の保持

ア 電子複写機にはデータ消去機能（基本性能に含んでも可）を付加すること。

イ 電子複写機の返還又は外部に持ち出しての修理に際しては、機械に残存するデータを確実に消去するとともに、データ保存用ハードディスク等を取り出して提出するものとする。

ウ 契約が終了した際は、データ保存用ハードディスク等を発注者に無償譲渡するか、又は発注者がデータの消去を行った後受注者に返還するものとする。

(4) 料金の支払い

- ・ 毎月末使用数量から出した請求金額を、受注者の請求に基づき支払う。
- ・ 請求数量は、使用枚数からテストコピー（受注者の技術員が機械の保守に当たって、機械の点検と調整のために使用した複写等）数量（実数）及びミスコピー（受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の複写等）数量を控除した数量とする。

- ミスコピーは、コピー及びデータプリントサービス（モノクロ及びカラー）使用数量からテストコピー数量を差し引いた数量の2%（1枚未満の端数切り上げ）とし、機械1台毎に算出する。
- コピー枚数の計算においては、用紙サイズに関係なく実際にコピーした枚数とする。